

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第67号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2千葉公園の項を次のように改める。

千葉公園	水泳プール	7月15日から 8月31日まで の日	午前9時から午後 8時まで
	体育館	年末年始（12 月29日から翌 年1月3日まで の日をいう。以 下この表におい て同じ。）以外 の日	午前9時から午後 9時まで
	集会所		午前9時から午後 5時まで
	貸ボート	3月1日から 11月30日まで の日（月曜日 （その日が休日 に当たるとき は、その日後に おいてその日に 最も近い休日 でない日とする。 以下「月曜日 等」という。） を除く。）	午前9時から午後 5時まで

別表第3千葉公園の項を次のように改める。

千葉公園	水泳プール
	体育館

別表第9第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「千葉公園野球場及び」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の千葉公園野球場の使用に係る利用料金の納付及び返還については、なお従前の例による。